

部活動のためのガイドライン

館山市教育委員会
平成31年3月策定

《目次》

1. ガイドライン策定の趣旨	2
2. 部活動の位置付けと意義	2
(1) 部活動の位置付け	
(2) 部活動の意義	
3. 部活動の組織的な運営	3
(1) 活動方針の策定，活動計画の作成及び公表	
(2) 指導体制の構築	
(3) 緊急時等における校内体制の整備	
(4) 体罰の根絶	
(5) いじめ等の防止	
4. 部活動の取組について	5
(1) 効率的・効果的な指導	
(2) 指導上の配慮	
(3) ルールの徹底	
(4) 適切な休養日等の設定	
(5) 環境整備	
(6) 保護者等との連携	
(7) 会計の取扱い	
5. 部活動における安全管理と事故防止	8
(1) 生徒の健康状態の把握	
(2) 個人の能力に応じた指導	
(3) 活動の特性を踏まえた合理的な指導	
(4) 施設・設備・用具の安全点検	
(5) 天候や気象を考慮した指導	
(6) 事故発生時の対応	

【様式集 別紙様式1／別紙様式2／別紙様式3】

1. ガイドライン策定の趣旨

平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定、また、平成30年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。

この中で、学校設置者は国が策定したガイドラインに則り、都道府県の策定する「運動部活動の在り方に関する方針」、「文化部活動の在り方に関する方針」を参考に「設置する学校に係る運動部活動の方針」、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定するよう示されたことを受け、館山市教育委員会として「部活動のためのガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）」を策定するものである。

【ガイドラインの対象について】

本ガイドラインは、中学校段階を主な対象とする。小学校段階についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮することとする。

2. 部活動の位置付けと意義

(1) 部活動の位置付け

部活動は、学校教育の一環として行われ、スポーツや芸術文化等に興味と関心をもつ同好の生徒が顧問（教職員や指導員）の指導のもと、自主的に組織され、技能等の向上や大会、コンクール等（以下、「大会等」という。）に挑戦する中で、スポーツや芸術文化等の活動の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。

なお、部活動への参加については、生徒本人、保護者の意向やそれぞれの事情にも配慮しながら柔軟に対応することとする。

●中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 部活動の意義

- スポーツや文化活動等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフ、芸術文化等の活動を継続する資質や能力を育てることができる。
- 体力の向上や健康の増進につながる。
- 保健体育科，芸術教科，理科，社会等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展，充実させたり，活用させたりするとともに，部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性，協調性，責任感，連帯感などを育成することができるとともに，活動を通して，自己肯定感や達成感，満足感を得ることができる。
- 互いに競い，励まし，協力する中で友情を深めるとともに，学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 指導者は部活動の様子の観察を通じた生徒の状況理解等を深めることができる。

部活動は，各学校の教育課程での取組とあいまって，学校教育が目指す「生きる力」の育成を実現させるため，様々な教育的意義が考えられるが，生徒の自主性・自発性を尊重した活動となるようにすること，大会等で勝つことのみを重視し，過重な練習や活動を強いることがないようにすること，健全な心と身体を培い，豊かな人間性を育むためのバランスの取れた運営と指導をすること。

【留意点】

- 職員会議等において，全職員が部活動の意義を理解するとともに，情報を共有し，学級担任と顧問や指導者，また，顧問同士が相互に理解・支援し合うなど，組織的に取り組むことが大切である。
- 部活動を通じた生徒理解に努めるとともに，発達段階に応じて，能力や適性を見極め，その都度，健康状態を確認した上で，個に応じた指導を心掛けることが大切である。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら部活動を活性化させるとともに，外部指導者等の積極的な活用を通じて，地域に信頼される学校づくりを進めることが大切である。

3. 部活動の組織的な運営

(1) 活動方針の策定，活動計画の作成及び公表

校長は，スポーツ庁，文化庁，千葉県が策定したガイドライン及び本ガイドラインを参考に，学校の「部活動の活動方針（別紙様式1）」を策定する。

また，部活動の顧問は，学校の部活動に係る活動方針を踏まえ，年間の活動計画（活動日，休養日及び参加予定大会日程等）を明記した「各部の活動方針（別紙様式2）」

を策定するとともに、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に報告する（別紙様式3）。

校長は、学校の部活動に係る活動方針及び各部活動の活動方針等をホームページ等で公表するとともに、大会の結果や日々の活動を通して生徒等の意見を把握する中で、適宜、目標や計画を見直すこととする。

※部活動活動方針、活動計画等については、別紙様式を参考に作成することとするが、既に各校で使用している様式の内容が、要件を満たしていれば、既存の様式を使用することも可とする。

（2）指導体制の構築

校長は、部活動顧問の決定に当たり、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう、職員の他の分掌や経験等を考慮して行う。また、職員や生徒の数、施設面等を鑑みて、部活動の数が適正であるか検討をする。

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ、芸術文化等の活動を行うことができるようにするとともに、各種通知を踏まえ、職員の勤務時間管理等を行いながら、職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

（3）緊急時等における校内体制の整備

けが人や病人、また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくこと。緊急時の対応方法については、毎年度当初に、けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者への連絡、記録の保存等、校内体制の整備と職員間の共通理解を図り、適宜、マニュアル等の見直しを行う。特に、AEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにしておくこと。

通常、部活動は顧問が直接指導に当たるが、他の校務などで、活動場所に顧問が付くことができない場合もある。こうした場合の活動の在り方については、校内でルールを定め、全職員で共通理解を図りながら、他の職員との連携のもと、活動内容を工夫するなどして適切な指導を行う。

（4）体罰の根絶

体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。部活動顧問は、大会等至上主義に偏るあまり、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう併せて配慮する。

(5) いじめ等の防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色を持っている。

部活動顧問は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為等の発生の防止を含めた適切な集団づくりが求められる。

また、部全体で一斉に行う活動のほか、個人練習や少人数単位での活動など様々な活動形態があることから、集団の雰囲気や人間関係を把握するよう努め、特に、いじめについては、決して行ってはならないという強い認識のもと、職員間及び外部指導者等との連携を含め、様々な角度から生徒の姿を把握すること。

4. 部活動の取組について

(1) 効率的・効果的な指導

運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるためには、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解する。

文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切にとることが必要であることや、過度の活動が生徒の心身に影響を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。

また、生涯にわたってスポーツ、芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく活動を続けていけるよう留意する。さらに、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努める。併せて、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身に付けることは重要であることから、部活動顧問は、合理的でかつ効率的・効果的な活動が行えるよう努める。

(2) 指導上の配慮

部活動顧問は、生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が必要である。生徒の良いところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導や改善点の指導等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要である。

また、活動目標によっては、生徒に大きな肉体的負荷を課したり、精神的負荷を与えたりした条件のもとでの活動が想定されるが、生徒の疲労状況や精神状況をしっかりと把握することが重要であることから、部長・キャプテン等一人の生徒に過剰な負担がかからないようにすること。

(3) ルールの徹底

生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるようにすることが望ましいことから、事故防止のために、それぞれの活動の特性に合わせて練習中や活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員及び保護者に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をすることにより、徹底を図る。

学校外で活動をしたり，大会等で学校外の場所へ移動したりする際の安全指導は，あらかじめ部員全員に徹底する。学校外で活動する際，顧問若しくは代わりに責任を持てる者がつき，生徒だけで活動することがないようにする。

特に，公共交通機関を利用する際のマナー等については，日頃から指導しておく。

(4) 適切な休養日等の設定

《適切な活動時間等》

部活動は，様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが，適切な休養を伴わない，行き過ぎた活動は，職員，生徒ともに無理や弊害を生むという指摘もある。また，生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点からも，部活動の適正化が必要である。

そこで，成長期にある生徒が，教育課程内の活動，部活動，学校外の活動，食事，休養及び睡眠の生活時間のバランスのとれた生活をおくる必要であることから，以下の基準を定める。

●適切な活動時間

- ・平日の活動時間は，朝・放課後合わせて，長くとも2時間程度とする。
- ・土曜日，日曜日を含む学校休業日の活動時間は，長くとも3時間程度とする。
- ・上記を超えて活動する場合であっても，その前後の日の活動時間を短縮すること等により，過度にならないよう留意し，活動時間を延長する場合については，校内でルールを定め，日常化を防ぐ。

●休養日の設定

- ・学期中は，1週間のうち平日に1日以上，週末に1日以上，少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。
- ・週末に大会等に参加した場合は，他の日に休養日を振り替える。
- ・長期休業中は，学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが，生徒及び顧問自身が十分な休養を取ることができるよう，まとまった休養期間を設ける。

《地域や学校の実態を踏まえた工夫》

休養日及び活動時間等の設定については，効率的・効果的な部活動の推進に向け，地域や学校の実態を踏まえ，定期試験前後の一定期間等，学校全体の部活動休養日を設けることや，週間，月間，年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等，工夫した活動時間等の設定に努めること。

《参加する大会等の見直し》

校長は、それぞれの部活動が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域行事等の状況を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、参加大会等を精査する。

(5) 活動環境の整備

《生徒のニーズを踏まえた環境》

価値観の多様化した現代において、自らの目標を達成する活動として大会等に積極的に関わり挑戦する者、楽しみながら体力向上を考える者、趣味としてとらえる者、友人とのコミュニケーションや自己肯定感を高める居場所として大切にする者等、生徒や保護者の部活動に関するニーズは多様である。このような中、より多くの生徒のスポーツ、芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動の導入についても積極的に検討する。

《地域との連携》

生徒のスポーツ、芸術文化等の活動環境充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育協会、芸術文化関係団体、社会教育関係団体、地域住民等との連携を密にし、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ、芸術文化等の活動環境の整備を推進する。また、専門的な指導力を備えた地域住民等の協力による、外部指導者の活用も推進する。

(6) 保護者等との連携

《保護者の理解》

部活動に対しては、生徒の考えが様々であるように、保護者にも様々な考えがあることから、部活動を運営するに当たり、年度当初の保護者会だけでなく、機会をとらえて、保護者や地域住民の意見を聞いたり、部活動顧問の考えを伝える場を設けたりするなどし、保護者や地域住民の理解を得る。

《保護者への協力依頼》

大会等の応援や引退時の行事などにおいて、保護者の協力を求めることも考えられるが、仕事や家庭の理由などにより都合の付かない保護者も存在することから、過度な協力要請にならないよう十分な配慮が必要である。

(7) 会計の取扱い

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、学校徴収金マニュアルに則って、適切に管理する。

5. 部活動における安全管理と事故防止

(1) 生徒の健康状態の把握

- ・日頃から自分の健康管理について、関心や意識を持たせ、適度な休養と栄養の補給に留意させる。
- ・健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるかを適切に判断する。
- ・健康診断等で異常が発見された場合、既往症のある生徒については、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておくこと。

(2) 個人の能力に応じた指導

- ・学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- ・危険を伴う活動は、必ず顧問の指導の下で実施するとともに、個人や集団の能力に応じた活動方法を選択する。

(3) 活動の特性を踏まえた合理的な指導

- ・運動部活動においては、準備運動及び整理運動をしっかりと行い、事故を未然に防止する。
- ・活動の目的及び内容や効果的な活動方法を生徒に理解させる。

(4) 施設・設備・用具の安全点検

- ・活動場所、使用器具の整備点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図るよう指導を行う。
- ・施設、設備、用具を正しく使用するとともに、その施設、設備、用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないように注意して使用するよう指導する。

(5) 天候や気象を考慮した指導

- ・日頃から、活動時の気象状況に留意し、特に高温・多湿時においては、適切な水分の補給や生徒の健康観察を行い、熱中症に十分注意する。
- ・屋外で活動する場合には、暴風や雷等の気象状況について情報収集に努め、活動の中止、中断についての的確に判断できるよう、判断基準を明確にしておくこと。

(6) 事故発生時の対応

- ・事故発生時の対応方法を定め、年度当初に全教職員に周知する。
- ・生徒に対しても、保健体育科の授業や部活動を通して、応急手当ての方法、事故発生時の対応方法について、指導を行うこと。

【別紙様式1】 ※要件を満たしていれば、他の様式でも可とする。

<h2>部活動の活動方針</h2>	
<h3>館山市立 学校</h3>	
<h3>校長名</h3>	
教育目標	<ul style="list-style-type: none">・学校教育目標・学校教育目標と部活動との関連，また，部活動の教育的意義等
運動部活動 基本方針	<ul style="list-style-type: none">・「学校の部活動に係る活動方針」・記載例としては，次のようなものが考えられる。<ul style="list-style-type: none">①適切な指導 効果的な活動方法や合理的な指導方法，大会等が開催される時期とオフシーズンの活動，自主性・自律性を尊重した指導，体罰・ハラスメントの根絶等②適切な活動時間 効率的な指導を行うための活動時間，試験前など学業への配慮，休養日の設定等③事故防止 日々の安全指導，施設・設備の点検，生徒の健康管理や熱中症等の防止，校外での活動時における安全等④その他 保護者との連携，他校合同チーム，地域貢献活動等

【別紙様式2】 ※要件を満たしていれば、他の様式でも可とする。

各部の活動方針	
部	
顧問名	
目標	部としての年間目標
方針	部としての基本方針
年間計画	参加予定の大会名や日時，場所等

【別紙様式3】 ※要件を満たしていれば，他の様式でも可とする。

月の活動計画及び活動実績（部）								
日	曜	時間	予 定			時間	実 績	
1		～	活動内容 参加予定の大会名等 活動場所			～	活動実績 大会参加結果等 けが人の有無	
2		～				～		
3		～				～		
4		～				～		
5		～				～		
		//////////				//////////	//////////	
27		～				～		
28		～				～		
29		～				～		
30		～				～		
31		～				～		
決裁欄		顧問		校長		顧問		校長